

公益財団法人キープ協会 環境教育事業部 主催及び受託事業の自然体験活動における
新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）

公益財団法人キープ協会 環境教育事業部
第1版 2020年7月17日
第2版 2020年9月1日

1. 本ガイドラインについて

当団体が自然体験活動を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症を予防するために講じる対策についてまとめたものである。

なお、本ガイドラインは最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、利用者の要望、利用施設等の受入体制等を踏まえて、必要に応じて見直すこととする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

- (1) 専門家会議の提言を踏まえて発表された「新しい生活様式」を参考にし、感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い・手指消毒の実施 を中心として取り組む。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、職員や参加者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を繰り返し行い、そのリスクに応じた対策を検討し講じる。
- (3) 職員等の事業に係るすべての人に対して、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。また、参加者に対しても同様に、感染症防止対策について自ら考え行動するための働きかけを行う。
- (4) 幼児、児童を対象とする活動に関しては、文部科学省初等中等教育健康教育・食育課が5月13日に各教育委員会等に送付した「教育活動の再開等に関するQ&A」の内容を踏まえ、その中で4月に発表された専門家会議の「子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしていない」という表現も参考にしている。
- (5) 新型コロナウイルス感染症から回復した（もしくは無症状を含む）職員や関係者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、職員等すべての事業に係る人々の意識向上に努めるとともに、円満な社会復帰のための十分な配慮を行う。

3. 具体的なリスクと感染防止対策

基本方針：

- ・感染予防の3つの基本を守る

- ①身体的距離の確保（できるだけ2m程度、最低1m）
 - ②マスクの着用（*）
 - *マスクの着用を基本とするが、屋外で身体的距離を保てる場合には必須とはしない。また、夏場は熱中症予防の配慮に努める。
 - ③手洗い・アルコール等による手指消毒の実施
- ・3密（密集・密接・密閉）を回避した行動を行う。

（1）事業計画におけるリスク対策

- ①3密を避けることを踏まえた事業計画を作成する。項目は以下である。

【実施場所】

北杜市及び山梨県の自粛要請や感染者の発生状況等の最新情報を確認し、また感染拡大予防に関する対応を遵守した上で事業計画を作成する。
なお、県外への移動が必要な事業については目的地の行政の方針に従うこととする。

屋外での活動の場合は、当協会または利用施設の方針に従い事業計画を作成する。

屋内での活動の場合は、3密対策を確保できる施設を利用する。

【参加者数】

定員数は、感染防止対策を問題なく実施できる人数に設定する。

【実施時間】

実施場所、時間帯や季節により、実施時間を検討する。

【移動手段】

基本的に現地集合とし、移動は参加者個人に委ねる。集合時には健康状態の確認、手洗いまたは消毒の実施を行う

【実施内容】

実施場所や参加人数を加味して、3密状態を回避する内容を計画する。

- ②事業規模の設定

主催事業において、当面の間は総数最大50名を超えない数を定員とする。
受託事業で50名を超える場合には、身体的距離の確保、または換気が十分にできる環境において活動を行うよう努める。

- ③実施日までの感染予防対策案を作成する。項目は以下である。

【参加者との連絡方法】

連絡方法は可能な限り対面方式を避け、電話・FAX・メール・HPでの申込方法等を活用する。また申込書類や事前資料等もメール添付書類での送付を行うことで、参加者への郵送物を削減し、接触感染の機会を少なくする。

【参加者の健康状態や感染者との接触の有無についての把握方法】

参加者、受託事業の場合には代表者にチェックシートを記入してもらい、実施日までの2週間における健康状態の異常の有無、感染者との接触の疑いがないことを事前に確認する。

【健康状態や感染者との接触の有無による参加取り消し了承の事前承認】

参加申込日にそれまでの感染者との接触情報を確認するとともに、実施日までに接触の疑いが確認された場合、または発熱や倦怠感などの体調不良が認めれる場合には、主催者側の判断で参加の取消が可能であることの了承を参加者から得る。

④実施日までの職員、関係者の健康状態の管理体制を以下のとおり行う。

実施日2週間前から実施日までに、健康状態に異常がないこと、感染者との接触の疑いがないことについて、チェックシートにより事前に確認する。発熱や倦怠感など健康状態に異常がある場合には、活動への参加を中止し、感染症のガイドラインに従う。

⑤活動に必要な備品類の消毒を行う。宿泊を伴う事業の場合には、受け入れ施設の指示に従い事前準備を行う。

⑥参加者名簿を作成し、氏名、緊急連絡先について把握する。また、事業実施中及び事業実施後に、感染者が発生した場合のマニュアルを作成する。受託事業の場合には、事前に受託者と上記について共有する。

(2) 事業実施中におけるリスク対策

感染防止の3つの基本である「身体的距離の確保（最低1m）に努める」「マスクの着用（屋外での活動では必須ではない）」「手洗い・消毒の実施」を職員、参加者ともにすることが基本である。

①実施日当日に、北杜市及び山梨県、実施場所が県外の場合には当該箇所の行政の自粛要請や感染者の発生状況等の最新の情報を確認する。

②実施日における職員の健康状態の把握

活動に関わる職員の健康状態に異常がないことを確認する。発熱や倦怠感等の健康状態に異常がある場合には、活動への参加を中止し、感染症のガイドラインに従う。

③受付場所の安全確保

参加者が3密にならないよう努める。また、受付には消毒液を用意し使用を促すとともに予備マスクを用意する。職員は全員マスクまたはマスクに準ずるものを着用する。

④当日の参加者の健康確認と安全確保

チェックシートにより、当日までの健康状態について異常がないことを確認

する。その際、発熱や倦怠感等の健康状態に異常が認められる場合には、主催者側の判断で活動への参加を取り消す。

参加者にはマスクの着用を促す。ただし、屋外等で身体的距離を保てる場合にはマスク着用は必須としない。

⑤事業実施中の安全確保

参加者が3密にならないよう努める。身体的距離を最低でも1m確保し維持するように努める。

飛沫感染や接触感染のリスクがあることを考慮し、プログラムを実施する。

使用する備品類については、必要に応じて消毒を実施する。

活動の節目では手洗い、またはアルコール等による手指の消毒を行う。

リスクマネジメントを徹底し、病院にかかるケガをしないように心がける。

【屋外】

活動内容に応じマスクの着用を決定する。ただし、身体的距離（最低1m）を保つことができない、あるいはグループ活動を行う場合にはマスクの着用を促す。人と人との接触に関しては、原則なるべく控え、最低1mの間隔を維持するように努める。

【屋内】

原則として、参加者数に応じた空間を使用する。また身体的距離を保てるよう、机や座席の配置を工夫する。

天候にもよるが、常に換気に努める。

原則、常にマスクを着用する。

人と人との接触については屋外と同様に、可能な範囲で認めるが、なるべく控える。

【宿泊や食事を伴う場合】

宿舎や利用施設の感染防止対策に従う。

宿泊場所における3密状態を回避できるよう、定員に対する利用者数を考慮する。

入浴に関しては、3密状態を回避するよう参加者に促す。

参加者間の衣服や持ち物の貸し借りについては禁止とする。

食事に関しては、マスクを外しての空間となるため間隔を確保する。

⑥事業実施中に体調不良者または感染者が発生した場合の対応策の作成

発熱や風邪等の症状が出た場合は、可能な限り、他の参加者と隔離する。

また、帰宅後の体調を経過観察していただき、もし、感染の疑いが出た場合は、必ず主催者への連絡をお願いする。また、医療機関に相談するように伝え、医師の判断を仰いでもらう。万一、陽性であった場合には、他の参加者、職員及び関係者に自宅待機を要請する。

⑦事業終了時の職員、参加者の健康状態の確認方法と帰宅後に感染が判明した場合の連絡の依頼

活動終了時に、体調不良の有無を確認する。帰宅後、体調不良が発生した場合には必ず主催者への連絡を依頼する。また、医療機関に相談するように伝え、医師の判断を仰いでもらう。万一、陽性であった場合には判定が出るまで他の参加者、職員及び関係者に自宅待機を要請する。

⑧事業実施中における中止判断基準の作成

事業実施中に、参加者や職員及び関係者に急な発熱や呼吸困難症状など感染の疑いが生じ、事業を安全に運営することが難しい場合には、事業の中止について検討し判断する。

事業を中止した場合には、体調不良者の感染の判定が出るまで、他の参加者、職員及び関係者に自宅待機を要請する。

⑨参加者、職員及び関係者の中に感染症が疑われる者が確認された場合の情報共有について

利用施設や行政機関など（林務部局や環境部局など）必要な関係各所への情報共有を行う。

(3) 事業実施後の対策

①事業に使用した場所、備品などの清掃、洗浄、消毒を必要に応じて行う。

②職員及び関係者が使用したレンジャーベストや上着等については、毎回洗濯あるいは消毒をする。

③参加者、職員及び関係者に活動後の体調の変化があった場合には、速やかに申請してもらうよう要請する。

※本ガイドラインを作成するにあたり、以下のガイドラインを参考としている。

- ・「自然体験活動・自然教育・野外教育・環境教育を実施している事業体における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」

公益社団法人日本環境教育フォーラム・NPO 法人自然体験活動推進協議会・一般社団法人日本アウトドアネットワーク / 2020年5月27日

- ・「新型コロナウイルス感染症（COVID_19）に対応した環境教育活動に関するガイドライン（ver.1）」

日本環境教育学会 / 2020年6月26日

- ・「森林内での活動における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び活動再開に関する基本的なガイドライン」

公益社団法人国土緑化推進機構 / 2020年5月28日

※今後も随時、各業種別ガイドラインを参考にし、必要な対策を実施する。

業種別ガイドライン一覧

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf